第13章 事後調査

13.1 環境影響評価法に基づく事後調査

環境影響評価法に基づく事後調査の内容は、表 13.1に示すとおりであり、実施主体は事業者です。

なお、表 13.1に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る 知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さいこと、また、採用 した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確 実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません。

表 13.1(1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

	1	衣 13.1(1)	- 現現影音計画法I、 	- 	
環境 要素の 大区分	環境 要素の 区分	項目 影響要因の 区分	実施理由	調査項目	調査内容
水象	河川地下水	道路は掘りでするというでは、地表式では掘りの等では、大工では、大工では、大工では、大工では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	環境保全措置(観測 修正法による最適な 工法の採用)の内容 をより詳細なものに するために実施 環境保全措置(観測 修正法による最適な 工法の採用)の内容 をより詳細なものに するために実施	○地下水の水位○トンネル内の湧水量○河川等の流量○地下水の水位○湧水の湧水量○トンネル内の湧水量○河川等の流量	○調査期間 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 河川水と地下水が連続し、河 床が自然渓流の河川等の周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の 水位の観測、トンネル内で発 生する湧水量の観測、河川等 の流量の観測 こ調査期間 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 4、5、6、7、10、11、13の湧 水及びその周辺 ○調査方法 地下水観測、浸水の流量の観測、浸水の流量の観測、浸水の流量の観測、別への流量の観測、別への流量の観測、別への流量の観測、別、カーで発生する湧 水量の観測、河川等の流量の観測
動物	重理をびすき地	道路(地表式又は掘割式、嵩上式、地下式)の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置(工事 工程の検討及び段階 的な工事の実施等 (コンディショニン グ))の内容をより 詳細なものにするた めに実施	○アオバズクの 生息状況	○調査期間 工事前~工事中の調査対象の 繁殖期を基本 ○調査地域 アオバズクの営巣地周辺(A 地区) ○調査方法 直接観察による生息状況の確 認

表 13.1 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

	項目		深沉沙目 II I III I I I I		
環境 要素の 大区分	環境 要素の 区分	影響要因の 区分	実施理由	調査項目	調査内容
植物	重要なび群落	道路(地表式又は掘割式、嵩上式、地下式)の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、上まの実施工事の実施	環境保全措置(重要な植物種の移植又は 播種)の内容をより 詳細なものにするために実施	○移植又は播種 した植物の生 育状況	○調査期間 各種の生活史及び生育特性等に応じて設定 ○調査範囲 移植又は播種を講じた植物の 生育地(ミチノクフクジュソウ、メハジキ、、 オンバミズントリゲモ、アオガヤリゲモ、ミクリ属、アオガヤッリ) ○調査方法 移植又は播種を講じた植物の 生育状況(株数、形状・生育高、開花・結実状況等)、 びに生育環境の状況確認
生態系	地域を が は 数 を づ 生 態系	道路(地表式又は掘割式、嵩上式、地下式)の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置(工事 工程の検討及び段階 的な工事の実施等 (コンディショニン グ))の内容をより 詳細なものにするた めに実施	○アオバズク、フクロウの生息状況	○調査期間 工事前~工事中の調査対象の 繁殖期を基本 ○調査地域 アオバズクの営巣地周辺(A 地区) フクロウの営巣地周辺(C地 区) ○調査方法 直接観察による生息状況の確 認

13.2 長野県環境影響評価条例に基づく事後調査

長野県環境影響評価条例に基づく事後調査手続きを実施します。事後調査及び知事 意見による調査の実施主体は、事業者です。調査等の項目及び手法については、関係 機関と連携しながら事業実施段階で検討します。実施にあたっては、詳細計画確定後 に条例に基づく事後調査計画書を作成します。